

発行・編集：山田町復興推進課

## 住宅再建に対する町独自の支援策について

町では、被災された方々の住宅再建に対し、以下の4つの制度により独自の補助を行うこととしましたので、お知らせします。制度の詳細や申請方法等については現在調整中ですので、決まり次第お知らせします。

なお、申請は、平成25年4月1日から受け付ける予定です。

## (1) 山田町被災者住宅再建支援事業補助金（既存制度の改正）

震災により岩手県内で自宅が全壊又は解体した世帯で、町内に自宅を建設又は購入する世帯に補助金を交付します。（県と町が合同で支給する「住宅再建支援事業補助金」に上乗せ）

項目	内 容				
対象者	住宅再建支援事業の補助金の支給対象となる世帯				
補助額	改正前		改正後		町独自の補助で複数世帯に100万円、単身世帯に75万円を加算
	複数世帯	100万円	複数世帯	200万円	
	単身世帯	75万円	単身世帯	150万円	
	※住宅再建支援事業の補助金を申請済み又は受給済みの方に対しては、申請内容を再審査し、町から連絡します。				
対象期間	平成23年3月11日から平成29年3月31日				

## (2) 山田町住宅自力再建者支援事業補助金

町の復興事業の対象※1とならず元の居住場所に住宅再建をする方や、復興事業によらずに町内に住宅再建をする方に補助金を交付します。

※1 災害公営住宅に入居する場合や、防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業、被災市街地復興土地区画整理事業(以下、「土地区画整理事業」)により町が整備する高台の住宅団地及び嵩上げ等の宅地整備区域に住宅再建をする場合

項目	内 容	
対象者	(1)の山田町被災者住宅再建支援事業補助金の交付決定を受けたこと	
補助額	自力再建の方法	
	(ア)土地を購入して住宅を新築して移転	100万円
	(イ)土地を含む新築の戸建住宅を購入して移転	50万円
	(ロ)土地を含む中古の戸建住宅を購入して移転 (購入価格400万円以上の場合のみ)	
	(イ)借地または贈与等を受けた土地に住宅を新築して移転	50万円
	(オ)自己所有の土地に住宅を新築して移転	50万円
	(カ)元の居住場所に住宅を新築 (山田町生活再建住宅支援事業補助金の被災宅地復旧工事費の補助を受けていない場合のみ)	50万円
	※補助額は、建物一棟に対する補助(共有住宅については、どちらか代表する一世帯)です。 ※住宅は、人が快適な生活を送るための家屋で、自ら居住するために、玄関・便所・台所・浴室・居室があることが条件です。	
対象期間	平成23年3月11日から平成30年3月31日	

### (3) 山田町生活再建住宅支援事業補助金（既存制度の改正（追加））

町が実施する防災集団移転促進事業以外の事業の対象となる世帯が住宅を新築する際に建設費等の融資を受けた場合に、ローンの利子分を補助します。

なお、住宅の補修・改修や、既往の住宅債務に対しての利子補給についても実施する方向で検討をしています。

（防災集団移転促進事業の対象となる世帯は、事業内の利子補給制度を利用することができます。）

項目	内容												
対象者	住宅再建支援事業の補助金の支給対象となる世帯												
補助額	<p>既存制度：住宅の新築（購入）資金 1,460 万円を上限とし、金利上限 2 %、利子補給期間は当初～5 年間</p> <p><b>独自支援：利子補給期間を 6 年目～25 年目（最大 20 年間）又は完済する日までに延長する。</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">既存制度</th> <th>改正（追加）した内容</th> </tr> <tr> <th>融資の借入先</th> <th>1～5年目</th> <th>6～25年目（最大 20 年間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅金融支援機構を利用の場合</td> <td>無利子</td> <td>金利上限 2 % 利子相当額 150 万円を上限とする</td> </tr> <tr> <td>その他の金融機関を利用の場合</td> <td>県の住宅再建支援事業（利子補給補助）を利用</td> <td>金利上限 2 % 利子相当額 150 万円を上限とする</td> </tr> </tbody> </table>	既存制度		改正（追加）した内容	融資の借入先	1～5年目	6～25年目（最大 20 年間）	住宅金融支援機構を利用の場合	無利子	金利上限 2 % 利子相当額 150 万円を上限とする	その他の金融機関を利用の場合	県の住宅再建支援事業（利子補給補助）を利用	金利上限 2 % 利子相当額 150 万円を上限とする
既存制度		改正（追加）した内容											
融資の借入先	1～5年目	6～25年目（最大 20 年間）											
住宅金融支援機構を利用の場合	無利子	金利上限 2 % 利子相当額 150 万円を上限とする											
その他の金融機関を利用の場合	県の住宅再建支援事業（利子補給補助）を利用	金利上限 2 % 利子相当額 150 万円を上限とする											
対象期間	平成 23 年 3 月 11 日から平成 29 年 3 月 31 日												

### (4) 山田町被災者再建住居移転事業補助金

町が実施する防災集団移転促進事業等の対象以外の世帯が、応急仮設住宅等から町内の新たな住宅に引っ越す際にかかる費用を補助します。

（防災集団移転促進事業等の対象となる世帯は、事業内の引越代補助制度を利用することができます。）

項目	内容
対象者	<p>東日本大震災により、山田町内で被災した世帯</p> <p>半壊以上のり災証明書の交付対象世帯</p> <p>応急仮設住宅等から町内の新たな住宅へ移転する世帯</p> <p>防災集団移転促進事業等の交付要綱の対象とならない世帯</p> <p>※応急仮設住宅等とは、被災者が居住している応急仮設住宅及び民間借り上げ住宅（みなし仮設住宅）一時避難先などの応急的な仮住まいを指します。</p>
補助額	<p>引越業者に支払った実費分（上限は 10 万円）</p> <p>※引越業者とは、運輸支局から貨物自動車運送事業法に基づく許可を得ているか、届出をしている運送業者を指します。</p> <p>※親族や友人など、引越業者以外への謝礼等は対象となりません。</p> <p>※補助金の交付は、原則として一世帯につき 1 回です。ただし、別々に居住していた世帯が新たな住宅で同居する場合は、別々に居住していた方々それぞれの引越しが補助の対象となります。</p> <p>※補助金の申請には、引越業者に支払った費用の領収書の添付が必要です。</p>
対象期間	平成 23 年 3 月 11 日から平成 29 年 3 月 31 日

## 山田地区の復興事業に関する説明会を開催します

このたび、山田地区で実施する復興事業の説明会を開催しますのでお知らせします。説明会では、復興事業（主に土地区画整理事業）の内容や事業のスケジュール等について説明します。お忙しいところ恐れ入りますが、ご参加をお願いいたします。

日程	時間	場所	対象地区
12月10日(月)	午後6時30分～	中央公民館 小ホール	長崎、飯岡
12月11日(火)	午後6時30分～		中央町、川向町、境田町
12月12日(水)	午後6時30分～		北浜町、後楽町、八幡町

※ご自分の地区の説明会に参加できない方は、他の日の説明会にご参加ください。どの日もご都合がつかない方は、役場復興推進課においでください。

## 大沢地区の個別面談会を開催します

大沢地区の住宅再建に関する個別面談会を下記の日程で開催します。面談会では、大沢地区で実施する復興事業の説明を行うとともに、住宅の再建方法を説明し、ご意向をお聞きします。

町では、面談の結果をもとにして、防潮堤を整備する予定の土地に居住していた方々の移転先となる住宅団地の面積や、災害公営住宅の整備戸数を決定する予定です。大変重要な面談ですので、お越しくださるようお願いいたします。

### 【面談会の対象の方】（対象の世帯の代表の方に、面談会のご案内を後日お送りします。）

○被災時に大沢地区に居住していて、居宅に半壊以上の被害を受けた方

※対象の条件にあてはまるにもかかわらず、面談会のご案内が届かない場合は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

※復興事業の区域内に居住せず土地を所有している方に対する説明は、別途行います。

### 【面談会日程】

開催日	開催場所		時間
12/13(木)	山谷仮設住宅 談話室	大沢ふるさとセンター	9時30分～12時00分 13時00分～15時30分 16時00分～18時30分 ※最終受付は、18時00分です。 (上記の日程は、全会場共通です。)
12/14(金)	大沢小校庭仮設住宅 談話室	大沢ふるさとセンター	
12/15(土)	—	大沢ふるさとセンター	
12/16(日)	※選挙のため開催しません	※選挙のため開催しません	
12/17(月)	山谷仮設住宅 談話室	大沢ふるさとセンター	
12/18(火)	浜川目仮設住宅 集会所	大沢ふるさとセンター	
12/19(水)	浜川目仮設住宅 集会所	大沢ふるさとセンター	
12/20(木)	浜川目仮設住宅 集会所	大沢ふるさとセンター	

#### <仮設住宅にお住まいの方>

○大沢小校庭仮設住宅、山谷仮設住宅、浜川目仮設住宅にお住まいの方

⇒お住まいの仮設住宅での面談会にお越しくください。ご都合がつかない方は、面談会開催期間中に大沢ふるさとセンターでの面談会にお越しくください。

○大沢小校庭仮設住宅、山谷仮設住宅、浜川目仮設住宅以外の仮設住宅にお住まいの方

⇒面談会開催期間中に、大沢ふるさとセンターでの面談会にお越しくください。

#### <仮設住宅以外にお住まいの方（みなし仮設住宅にお住まいの方、在宅被災者の方）>

⇒面談会開催期間中に、大沢ふるさとセンターでの面談会にお越しくください。

◆事前の予約は不要です。当日、会場に直接お越しくください。

◆混み合った場合は、お待ちいただくことがあります。あらかじめご了承ください。

◆上記の期間中にご都合がつかない方やご不明な点がある方は、次ページのお問い合わせ先にご連絡ください。その際、「大沢地区の個別面談会について」とお申し出ください。

## 大沢地区の復興事業に関する説明会を開催しました

11月6日から8日にかけて大沢地区の復興事業に関する説明会を開催し、296人の方にご参加いただきました。

説明会では、大沢地区において実施を計画している「漁業集落防災機能強化事業」と「被災市街地復興土地区画整理事業（以下、「土地区画整理事業」）や、今後のスケジュール等について説明を行いました。

ここでは、説明会で寄せられた質問と町の回答をお知らせします。

質 問	町 の 回 答
嵩上げ予定区域に居住していた。区域外に住宅再建した場合でも、元々居住していた土地の買取りは行わないのか？	嵩上げ予定区域で実施する事業は「土地区画整理事業」であり、区域内で土地が再配置されるため、基本的に買取りは行わないこととされています。ただし、公園などの公共施設を整備するために必要な土地として、買収させていただく場合もあります。
土地の買取りの価格はいつ頃示されるか？	現在不動産鑑定士が調査を行っていますが、調査する範囲が広いため、調査にもう少し時間がかかる見込みです。大沢地区では、防潮堤や道路、共同の漁業施設等を整備する予定の土地を買収させていただきます。
住宅を再建できるようになるのはいつ頃か？	土地区画整理事業を実施する場所かどうかによって時期は異なりますが、順調に進んだ場合、土地区画整理事業を実施する場所では平成27年度から順次と見込んでいます。土地区画整理事業を実施しない場所では、平成26年度中には住宅再建の前倒しができるよう検討していきます。
災害公営住宅の建設の計画はどのようになっているか？	まずは岩手県が集合タイプの住宅を整備します。その後町が戸建タイプの住宅を整備します。戸建タイプの住宅は、平成27年度を目途に整備する予定です。現在、土地所有者の方々と協議を進めています。 災害公営住宅は、希望する方が全員入居できるよう整備をする予定ですが、土地の確保の都合上、全体の7～8割が集合住宅タイプ、残りの2～3割が戸建タイプになると思われます。戸建タイプを希望していても、戸建タイプの住宅に入居できない場合がありますが、事情をご理解くださいますようお願いいたします。
家の基礎が残ったままになっているが、町が撤去するのか？	土地の境界が不明確になる恐れがあることから、基礎を残していますが、土地の境界が確定した場所については、町が順次撤去を行います。

※大沢地区の事業の計画図面をご覧になりたい方は、役場復興推進課においでください。

【お問い合わせ先】 本誌に関するご意見・ご感想をお寄せ下さい。

■ 山田町役場 復興推進課 復興推進係・計画係

住 所：〒028-1392 山田町八幡町3番20号

TEL：0193-82-3111（内線341、342、346）

FAX：0193-82-5611

E-mail：fukkou@town.yamada.iwate.jp

